

法務省民制第20号

平成25年3月22日

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤佳弘 殿

法務省民事局長 深山卓也

土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について（依頼）

現在、東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策の一つである標記の用地取得の迅速化については、別添のとおり、当省においても、関係省庁と協力し、対応しているところです。

これに伴い、今後、被災地の自治体の申立てに係る不在者財産管理制度及び相続財産管理制度の活用が増加が見込まれます。

つきましては、これらの制度の円滑な活用に向けて、自治体への情報提供等について、引き続き御協力をお願いします。

なお、日本弁護士連合会に対しては、本年3月22日付けで当職から、日本司法書士会連合会に対しては、本年3月8日付けで当省民事局民事第二課長から、それぞれ同旨の依頼文書を発出したことを申し添えます。